

陽だまり

4月28日

生徒指導通信No.3

「いじめ」は絶対に許されない。～みんなが笑顔で安全安心に過ごせる学校へ～

新年度が始まり、新しいクラスの生活には慣れてきましたか。誰もが「学校が楽しい」と思える場所であるために、今日はとても大切な「いじめ」についてお話します。

いじめの定義

「いじめ」とは、相手が心身の苦痛を感じる行為のことで、いじめ防止対策推進法では、次のように定められています。

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

・「ふざけていただけ」は通用しません。

受ける側が「嫌だ」「苦しい」と感じれば、それはいじめです。

・SNSやネット上での書き込みも含まれます。直接会っていない場所での悪口や、グループ外しなども重大な問題です。

学校いじめ対応チームについて

いじめ防止対策推進法に基づき、学校では「学校いじめ対応チーム」を組織しています。先生たちがいじめの情報を得た場合、担任だけでなく、校長先生・教頭先生・生徒指導担当・養護教諭など複数の先生で協力し、組織的に対応します。生徒の皆さんや保護者の方の意見を尊重して対応しますので、安心して相談してください。

【生徒の皆さんへ】

もし、自分が苦しい思いをしていたり、友達が困っているのを見かけたりしたら、勇気を出して声を上げてください。それは「チクる」ことではなく、「大切な人を守る行動」です。

～保護者の皆様へ～

学校は、お子様が一日の大半を過ごす場所です。安心して過ごせる環境づくりに全力を尽くしていますが、学校だけでは見えない部分があるのも事実です。法には「保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」旨が明記されており、いじめ対応にはご家庭の協力が不可欠です。学校と家庭がそれぞれの役割を果たし、思いを一つにし、課題解決に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、「学校いじめ防止基本方針」を学校ホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【お気軽にご連絡ください】

ゆりのき台中学校電話番号：[079-565-4971]

スクールカウンセラー勤務日：原則毎週金曜日 [9:30～16:30]

※放課後や夕方の時間帯でも、まずは一本お電話をいただければ幸いです。